長野市PFI導入基準の全部改正について

総務部 行政管理課 公共施設マネジメント推進室



1. 優先的検討規程の策定要請と基準の改定

【平成27年12月17日 内閣府・総務省通知】 多様なPPP/PFI手法の拡大が必要



人口20万人以上の地方自治体は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(内閣府)」を踏まえ、平成28年度末までに優先的検討規程を策定すること

【策定の手引(H28.3内閣府)/地域の実情を踏まえ、次の項目が必要】

- ① 対象事業を明確に定めること
- ② ①の事業について、<u>PPP/PFI手法の導入を優先的に検討することを明記</u>
- ③ 客観的な基準によりPPP/PFI手法導入の適否を評価すること
- ④ 評価の結果、PPP/PFI手法導入に適しないとした場合は、その<mark>評価内容を</mark> 公表すること



平成18年度に策定した「長野市PFI導入基準」を全部改正

平成29年4月1日から適用

2. 優先的検討の対象となる公共施設整備事業

【対象】

- ◆建築物、プラントの整備等
- ◆利用料金の徴収を行う公共施設整備事業 のうち
 - 〇事業費の総額が <u>10億円以上</u> 又は

〇維持管理・運営費等が単年度で1億円以上

【現行基準】 20億円超 かつ 概ね1億円超

事業化にあたり、PPP/PFI手法の導入を<u>優先的に検討</u>すること

【対象外】

- 〇 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- 民間の創意工夫の余地が限定的と考えられる道路、河川等の土木インフラ 整備事業等(有料道路等を除く)

なお、他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、事業費が上記金額を下回っても、PPP/PFI手法の活用について検討を行うことができるものとする。

3. PFI事業全体の流れ

◆特定事業の選定

1~2年

事業の提案

(民間事業者からの提案を含む)

改正案で定める手続き

- ・事業の提案
- ・簡易な検討(庁内での検討)
- ・詳細な検討(コンサル等) 委託費

- ~ 2 年

実施方針の策定及び公表

特定事業の評価・選定、公表

◆民間事業者の募集及び選定等

民間事業者の募集、評価・選定、公表

事業契約等の契約等

◆PFI事業の実施

事業の実施

事業の終了

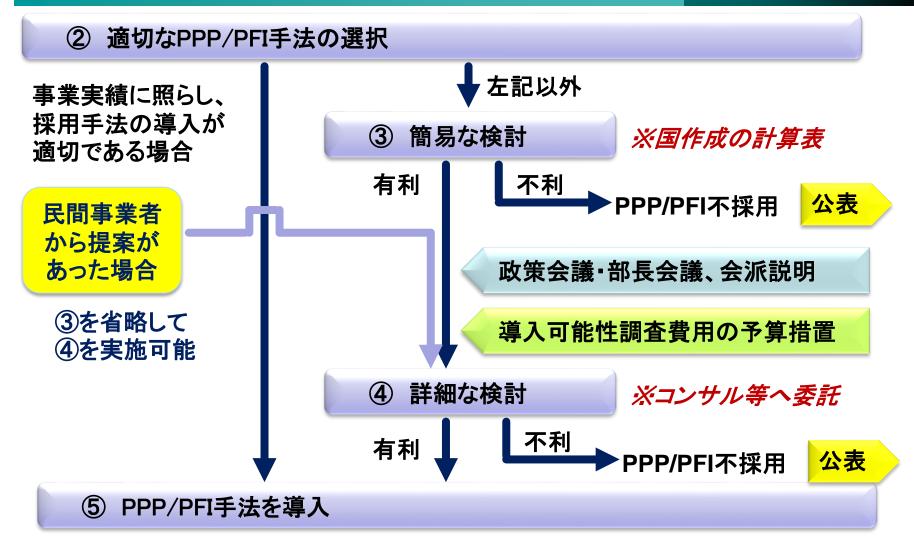
- ・実施方針の策定
- 実施方針の公表・説明会等
- 特定事業の評価
- ・要求水準の公表・説明会等
- •公募、説明会等
- •民間事業者選定、公表
- •仮契約、本契約※議決
- ・事業契約等の公表
- ・事業の実施、監視(モニタリング)
- ・監視結果の公表
- ・土地等の明渡し等、事業契約等で定めた措置

契約期間

4. 推進体制と検討プロセスの概要



4-2. (つづき)



- ※優先的検討の具体的な運用については、改めて通知 (国が手引き策定中)
- ※導入決定後の運用については、今後、ガイドラインを策定予定

5. 国の動向 <参考>

(1)課題

- 厳しい財政状況、人口減少の中で、我が国の生活インフラを効率的に整備・運営していくことが必要。
- 新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことが必要。

(2) 対応

- 公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用してい くことが重要。
- 多様なPPP/PFI手法を拡大することが必要。



公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入 が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討 する仕組みを導入

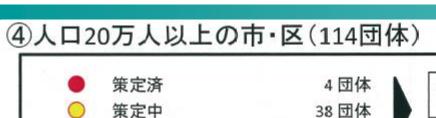
(3)目標

PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体(181団体)等の数を2016年度末までに100%

(経済・財政再生アクション・プログラム(平成27年12月24日経済財政諮問会議))

函館市 旭川市

5-2. (つづき)



- 今後策定(平成28年度中) 50 団体
- 今後策定(時期未定-29年度以降) 22 団体
- 策定しない

平成28年度末 の策定見込

> 92 団体 (80.7%)

114団体 (100%)

(2)実効ある優先的検討の推進

0 団体

- ○優先的検討規程の策定と的確な運用
 - ・平成28年度末までに、全ての人口20万人以上の 地方公共団体等において優先的検討規程を策定
 - 実効ある運用のための手引の策定や支援事業の 実施
 - 運用フォローアップと適正化、優良事例の横展開
 - ・上下水道の重点分野における優先的検討の参考 となるガイドラインの策定
- 〇公的不動産利活用事業について、人口20万人 以上の地方公共団体で平均2件程度の実施を 目指す

